

武力攻撃やテロなどからあなたの生命・財産を守る

山武市国民保護計画



山 武 市

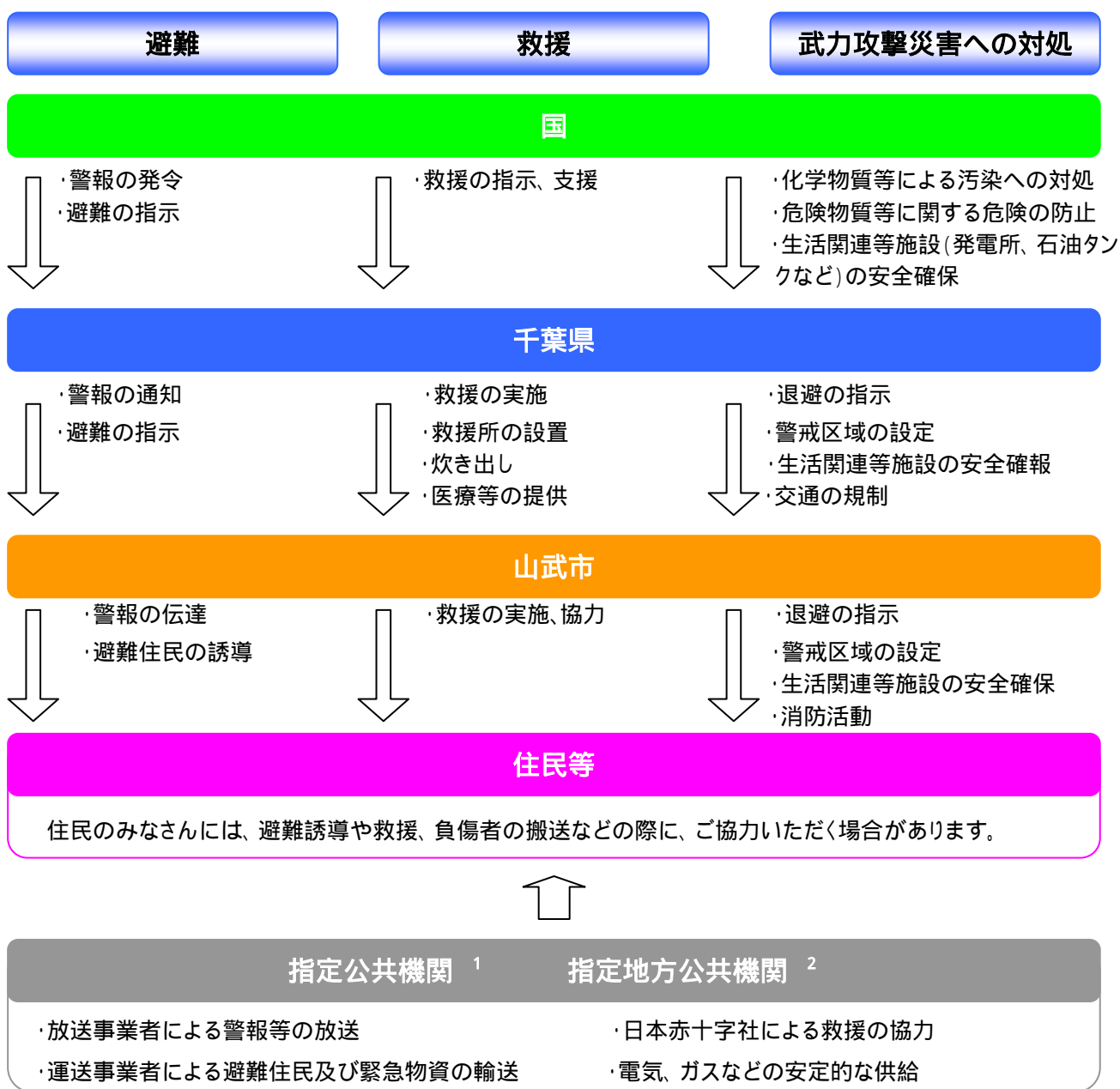
国民保護とは

平成16年9月に『武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)』が施行されました。

国民保護とは、この法律に基づき、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。万が一こうした事態が発生した場合、政府が策定する基本的な方針に基づき、国や都道府県、市町村などが連携協力して、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を行います。

武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

国民保護法は、国や地方公共団体などの重要な役割について「避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」を3つの柱として定めています。



1 指定公共機関 : 国が指定した独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、水道、運送、通信その他の公益的事業を営む法人。

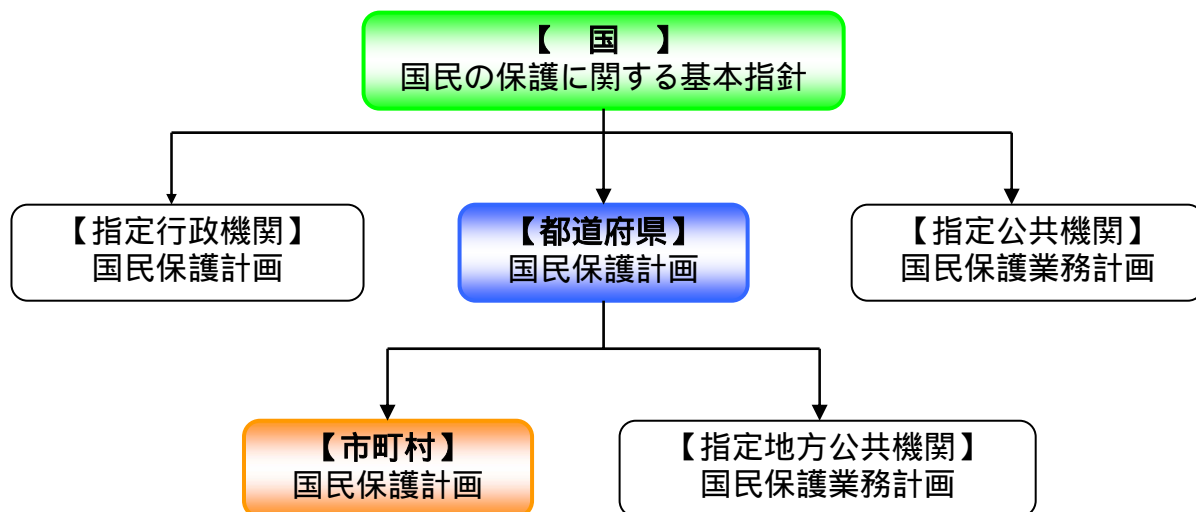
2 指定地方公共機関: 千葉県が指定した、県内ガス、輸送、医療その他公益的事業を営む法人、千葉県道路公社その他の公益的施設を管理する法人。

山武市国民保護計画について

山武市は、外国からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した際、国や県、関係機関と連携して、住民のみなさんの生命、身体、財産を保護するための施策をあらかじめ定めた「山武市国民保護計画」を策定しました。

山武市国民保護計画の位置付け

国民保護計画は、「国民の保護に関する基本指針」(平成17年3月閣議決定)に基づき、国民保護措置を行う各機関が計画を作成します。山武市は、「千葉県国民保護計画」に基づき、平成19年3月に「山武市国民保護計画」を策定しました。



山武市国民保護計画の構成

山武市国民保護計画は4編で構成されており、主な内容は次のとおりです。

第1編	総則	目的と構成、国民保護措置の基本的な方針、武力攻撃事態及び緊急処理事態の想定、市の地理的・社会的特徴、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱など。
第2編	武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処	組織及び体制の整備、避難及び救援に関する平素からの備え、生活関連等施設の把握等、物資及び資材の備蓄・整備、医療救護体制の整備、災害時要援護者の支援体制の整備、国民保護に関する理解の促進、事態認定前の対処、市対策本部の設置等、関係機関相互の連携、警報及び避難の指示等、救護、安否情報の収集・提供、武力攻撃災害への対処、被災情報の収集及び報告、保健衛生の確保その他の措置、国民生活の安定に関する措置、特殊標章等の交付及び管理など
第3編	緊急処理事態等への備えと対処	事態想定ごとの被害概要、平素からの備え、市緊急処理事態対策本部の設置など
第4編	復旧等	応急の復旧、武力攻撃災害等の復旧、国民保護措置等に要した費用の支弁等

国民保護措置の実施に関する基本方針

山武市が国民保護措置を的確、迅速に実施するため、特に留意する事項について、基本方針を定めました。

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重します。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償や権利利益の救済の手続きを、迅速に行うよう努めます。

3 国民に対する情報提供

警報・緊急通報の内容や避難の情報について、防災行政無線、インターネット等を通じて、提供します。

4 関係機関相互の連携及び協力の確保

国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と日頃から相互の連携を取るよう努めます。

5 国民の自発的協力

国民保護措置を行うため、必要に応じ、自発的な協力を要請することがあります。

6 高齢者や障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、傷病者その他特に配慮を必要とする者の生活状況に応じた、きめ細やかな保護をします。

また、国際的武力紛争において適用される国際人道法の実施を確保します。



7 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重

国民保護措置の実施の方法は、各機関が自主的に判断するものです。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置等に従事する者の安全確保に十分に留意します。

9 外国人への国民保護措置の適用

日本国憲法第3章に規定されている基本的人権の尊重は、その権利の性質上、外国人に適用可能なものは外国人にも適用されるべきであると解釈されています。

国民保護法においても、原則として外国人も日本人と同様に保護の対象となり、武力攻撃災害から保護するよう配慮します。

山武市国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

具体的には次のような事態を想定しています。

着上陸侵攻



ゲリラ・特殊部隊



弾道ミサイル



航空攻撃



緊急処理事態

緊急処理事態とは、大規模テロなど、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態。

具体的には次のような事態を想定しています。

攻撃対象施設等による分類



<事態例>
石油コンビナート、
可燃性ガス貯蔵施設
の爆破

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる場合



<事態例>
大規模集客施設、
ターミナル駅、列車な
どの爆破

多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる場合

攻撃手段による分類



<事態例>
放射性物質を混入させ
た爆弾などの爆発
炭疽菌等生物剤やサリ
ン等化学剤の大量散布

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる場合



<事態例>
航空機などによる自爆
テロ

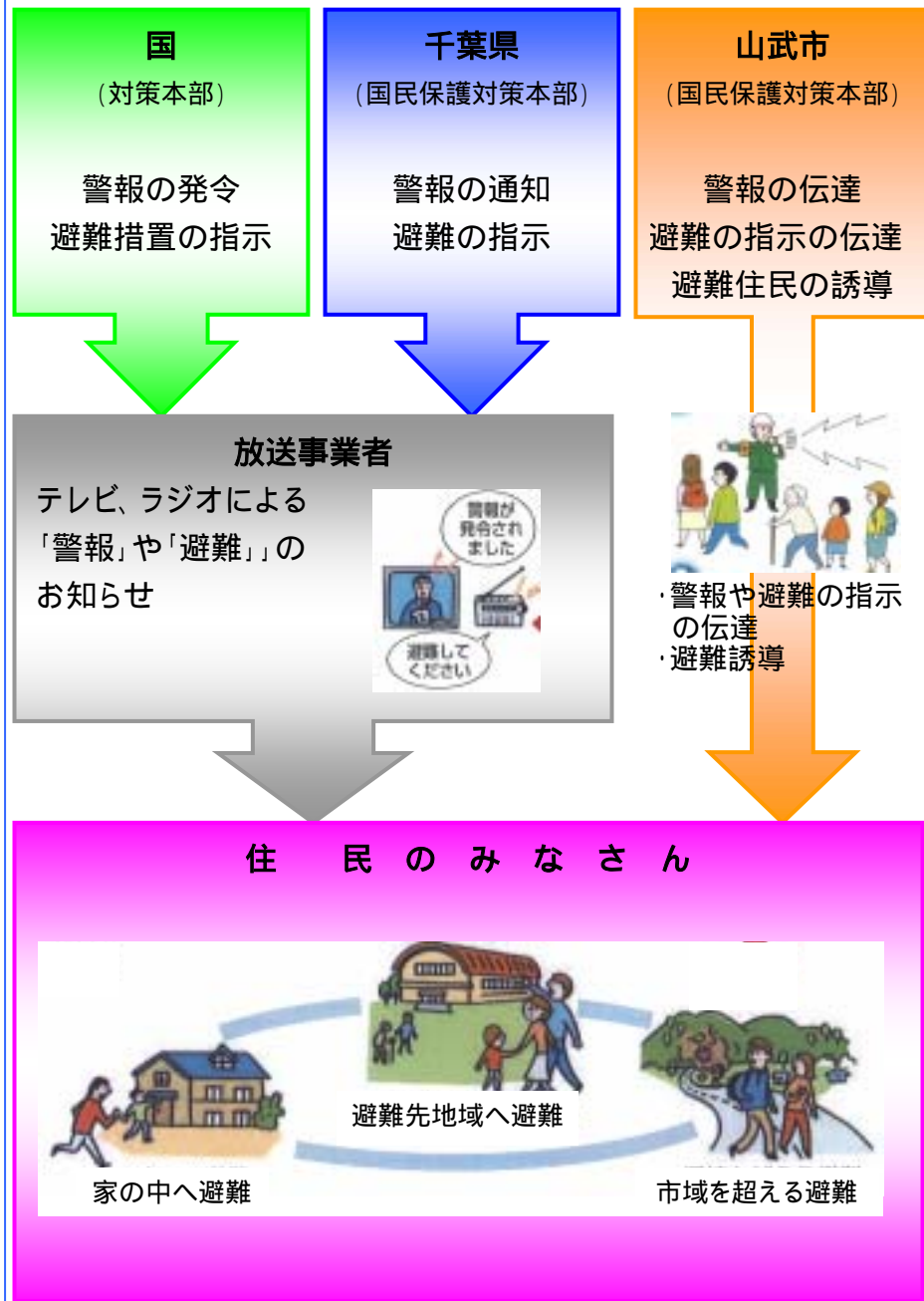
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる場合

国民保護措置の内容

警報の伝達、避難の指示の伝達

国は、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため、緊急の必要があると認めるときは、警報の発令や避難措置の指示を行い、千葉県は、警報の通知や避難の指示を行います。

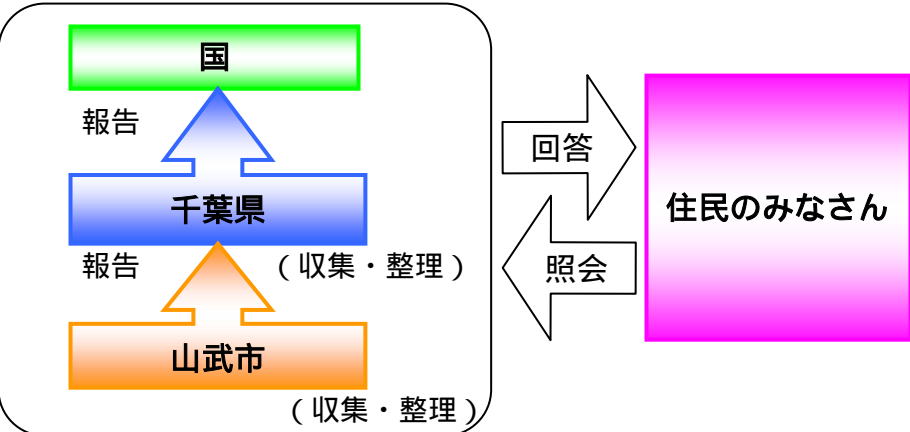
警報や避難の指示は、山武市の防災行政無線やテレビ放送、ホームページ、広報車など、あらゆる通信手段や伝達方法を活用してみなさんに伝達します。



安否情報の収集提供

避難住民等から任意で情報を収集することなどにより、安否情報の収集を行うとともに、当該情報を県へ報告します。

また、住民からの安否情報の照会に対して、照会の目的等を確認の上、回答します。

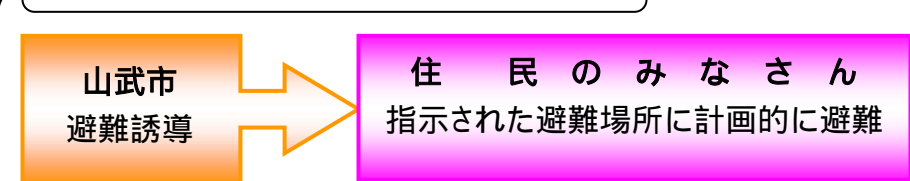


避難方法の概要

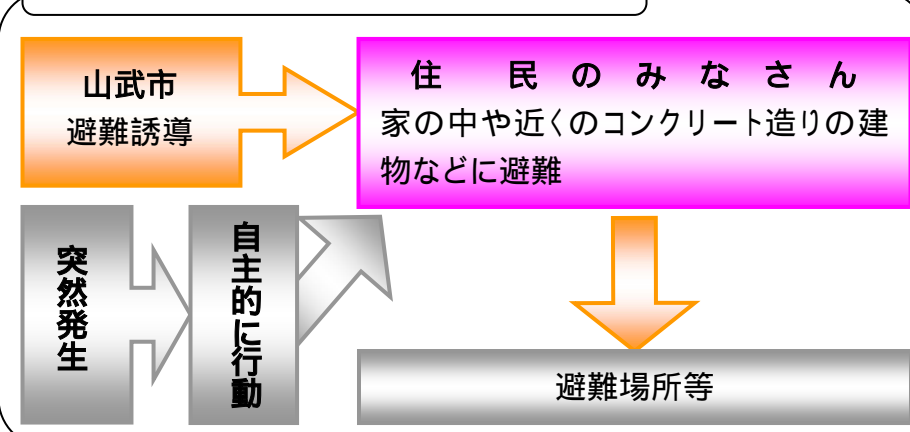
避難の方法はいろいろな場合が考えられます。

避難準備の時間に余裕がある場合と余裕がない場合では基本的に次のようになります。

避難準備の時間に余裕がある場合

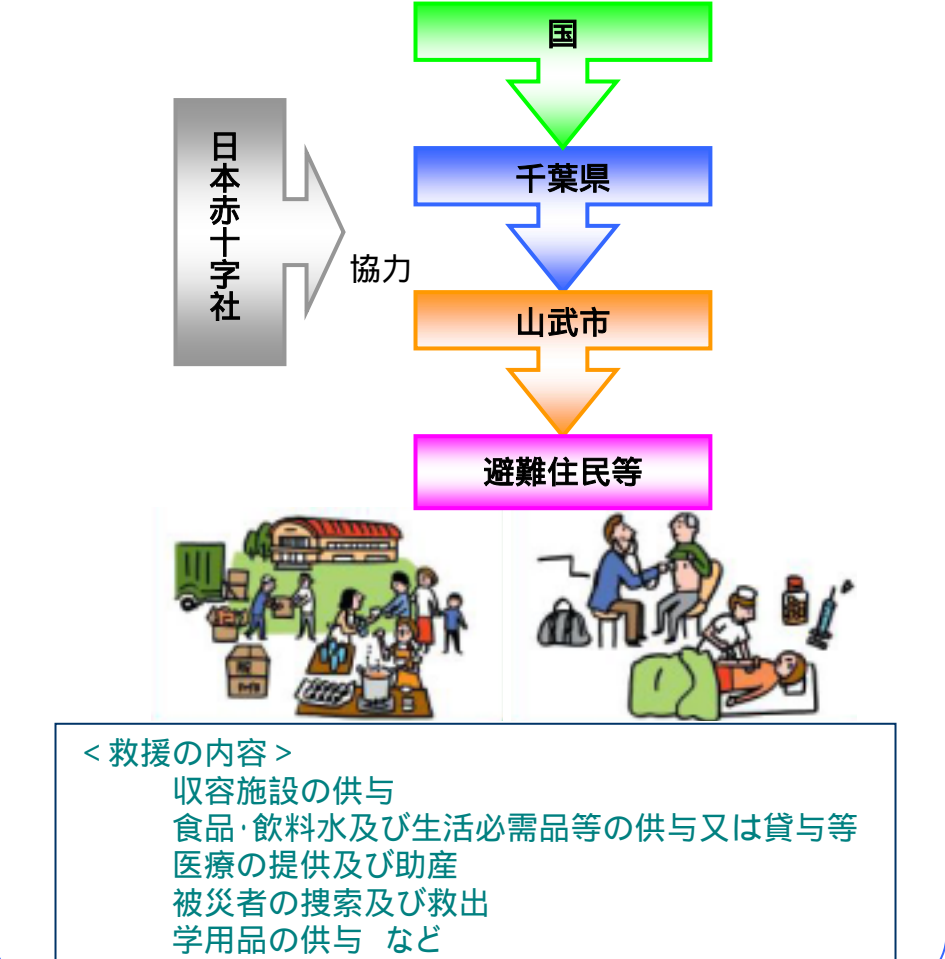


避難準備の時間に余裕がない場合



救援

避難先において、避難住民や被災者に対し、関係機関の協力を得て救援の措置を行います。



被害の最小化

武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国、県、市町村が一体となって対処します。



いざというときの行動

警報が発令されたら

情報収集

ラジオ、テレビなどを利用し、情報を収集するようにしましょう。



武力攻撃や大規模テロなどが近くで発生した場合には

<屋内にいる場合>

ドアや窓を全部閉めましょう。
ガス、水道、換気扇を止めましょう。
ドア、壁、窓ガラスから離れましょう。



<屋外にいる場合>

近くにあるしっかりとて、壊れにくい
建物や地下施設などの屋内に避難し
ましょう。



避難の指示が出されたら

避難の指示が出された場合、指示に従い、落ち着いて行動するようにしましょう。

丈夫な靴、長袖シャツ、長ズボンや帽子を着用しましょう。
非常持ち出し品を持参しましょう。
身分を証明できるものを携行しましょう。
家の戸締りをしましょう。
近所の人に声をかけましょう。
山武市からの指示に従い、避難しましょう。



日ごろからの備え

地震などの災害に対する備えは、国民保護の備えにも役立ちます。

<非常時の持ち出し品>

食品	衣類	常用薬	ミルク
飲料水	安全具	身分証明書	哺乳ビン
救急セット	貴重品		おむつ
その他(携帯ラジオ、懐中電灯、手袋、メガネ など)			



みなさまのご協力をお願いします

国民保護措置は、山武市、千葉県、国が実施しますが、被害を最小限にするためには、住民のみなさまの協力が必要となります。

住民の避難や被災者の救助など、国民保護措置の実施に関し、みなさまに次のような協力をお願いすることがあります。

住民の避難や救援の援助



避難バスへの誘導など

消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助などの援助



負傷者の搬送、応急手当など

保健衛生の確保に関する措置の援助



衛生広報等のために保健所などが作成したパンフレットの配布など

避難に関する訓練への参加



避難行動がスムーズに出来るように

みなさまの協力は自発的な意思にゆだねられています。

要請にあたっては、強制することはありません。

山武市が協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮します。

要請による協力でみなさまが被害を受けた場合は、その損害を補償します。

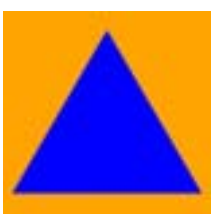
住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援を行うように努めます。

みなさま1人
ひとりの情報が
重要です。

不審者や不審物を発見したら、警察署や消防署、市役所に連絡をお願いします。

☎ 消防: 119 番 警察: 110 番

このマークをご存知ですか？



このマークは、国民の保護のための措置を行う人や車両などを識別するため、ジュネーブ諸条約等で定められている国際的な特殊標章です。

国民保護 Q & A

Q1 なぜ国民保護計画が必要なのですか？

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要ですが、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はその恐れのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命です。

そこで、万一の事態に備え、みなさまの生命、身体及び財産を保護するため、対応策を備えておく必要があることから、国民保護計画を策定することになっています。

Q2 自然災害への対応との違いは？

自然災害は、気候・地形などの地域特性により発生する場合がありますが、武力攻撃や大規模テロ等は、不特定の地域において、しかも組織的、意図的に引き起こされる可能性が高く、その対応は自ずと異なります。

みなさまが避難する場合、自然災害では、最寄の避難所に避難していただくことが原則となりますが、国民保護では、国から避難を要する地域と安全な地域が示され、山武市が定める避難経路や手段で、市職員等の誘導により避難していただくこととなります。

Q3 私たちの人権は守られるのですか？

国民保護措置を実施するにあたっては、基本的人権が尊重されなければなりません。ただし、避難や救援の実施に伴い、国民の権利と自由が仮に制限されることとなった場合は、権利利益の救済に係る手続を速やかに処理するため、みなさまからの問い合わせに対応する窓口を設置し、電話などにより相談を受け付けることとしております。

その連絡先等は速やかにお知らせします。

Q4 事態が発生したときは、どうすればよいのですか？

山武市からの広報、防災行政無線、テレビ・ラジオ放送で情報を収集してください。

山武市から避難の指示等があった場合は、その指示に従い、落ち着いて行動してください。

国民保護について、家族や地域住民で話し合ってください。
分からないことがありましたら、市役所までお気軽にお問合せください！



避難場所の所在地と連絡先

山武市内の避難場所は以下のとおりです。

NO.	名 称	所 在 地	電話番号
1	山武市役所	〒289-1392 山武市殿台 296 番地	0475-80-1111
2	山武市成東老人福祉センター	〒289-1306 山武市白幡 1627 番地	0475-82-2772
3	山武市成東総合運動公園	〒289-1316 山武市五木田 3241 番地	0475-80-3715
4	山武市山武保健センター	〒289-1223 山武市埴谷 1904 番地 3	0475-89-3627
5	山武市蓮沼保健センター	〒289-1806 山武市蓮沼八の 4832 番地 3	0475-86-2083
6	山武市役所松尾出張所	〒289-1593 山武市松尾町松尾 40 番地 2	0479-80-7117
7	山武市営松尾自動車教習所	〒289-1514 山武市松尾町松尾 175 番地	0479-86-2136
8	山武市立松尾保育所	〒289-1514 山武市松尾町松尾 55 番地 1	0479-86-2300
9	山武市立豊岡保育所	〒289-1505 山武市松尾町金尾 452 番地 3	0479-86-2345
10	山武市立大平保育所	〒289-1533 山武市松尾町広根 1058 地	0479-86-3456
11	山武市立成東小学校	〒289-1326 山武市成東 2692 番地	0475-82-2755
12	山武市立成東中学校	〒289-1334 山武市和田 567 番地	0475-82-2548
13	山武市立南郷小学校	〒289-1313 山武市上横地 884 番地	0475-82-2669
14	山武市立成東東中学校	〒289-1316 山武市五木田 2456 番地	0475-84-0039
15	山武市立緑海小学校	〒289-1303 山武市松ヶ谷 2731 番地	0475-84-0024
16	山武市立鳴浜小学校	〒289-1305 山武市本須賀 1908 番地	0475-84-1045
17	山武市立大富小学校	〒289-1344 山武市新泉ト 60 番地	0475-82-2806
18	山武市立山武中学校	〒289-1223 山武市埴谷 1855 番地	0475-89-1009
19	山武市立山武南中学校	〒289-1212 山武市木原 2370 番地	0475-80-7100
20	山武市立睦岡小学校	〒289-1223 山武市埴谷 771 番地	0475-89-1004
21	山武市立日向小学校	〒289-1213 山武市雨坪 10 番地	0475-88-0504
22	山武市立山武北小学校	〒289-1225 山武市沖渡 699 番地	0475-89-1040
23	山武市立山武西小学校	〒289-1211 山武市大木 13 番地	0475-80-7070
24	山武市立睦岡幼稚園	〒289-1223 山武市埴谷 11056 番地	0475-89-1570
25	山武市立山武北幼稚園	〒289-1225 山武市沖渡 381 番地 3	0475-89-1464
26	山武市立日向幼稚園	〒289-1213 山武市雨坪 12 番地	0475-88-0624
27	山武市さんぶの森中央会館	〒289-1223 山武市埴谷 1904 番地 3	0475-89-3654
28	山武市さんぶの森公園文化ホール	〒289-1223 山武市埴谷 1904 番地 5	0475-80-9100
29	山武市さんぶの森公園	〒289-1223 山武市埴谷 1904 番地 5	0475-80-9100
30	山武市蓮沼スポーツプラザ	〒289-1806 山武市蓮沼八の 5402 番地 1	0475-86-3846
31	山武市立蓮沼中学校	〒289-1806 山武市蓮沼八の 1036 番地	0475-86-2037
32	山武市立蓮沼小学校	〒289-1801 山武市蓮沼イの 2784 番地	0475-86-2107
33	山武市蓮沼中央会館	〒289-1806 山武市蓮沼八の 233 番地	0475-86-2201
34	山武市松尾洗心館	〒289-1514 山武市松尾町松尾 40 番地 11	0479-86-3039
35	山武市農村環境改善センター	〒289-1514 山武市松尾町松尾 47 番地 3	0479-86-2000
36	山武市松尾運動公園	〒289-1515 山武市松尾町富士見台 208 番地 8	0479-86-2346
37	山武市立松尾中学校	〒289-1514 山武市松尾町松尾 112 番地	0479-86-4411
38	山武市立松尾小学校	〒289-1513 山武市松尾町猿尾 383 番地	0479-86-2034
39	山武市立豊岡小学校	〒289-1505 山武市松尾町金尾 441 番地	0479-86-2124
40	山武市立大平小学校	〒289-1533 山武市松尾町広根 1140 番地	0479-86-3110
41	千葉県立松尾高等学校	〒289-1594 山武市松尾町大堤 546 番地	0479-86-4311
42	千葉県立成東高等学校	〒289-1326 山武市成東 3596 番地	0475-82-3171



